

2026 FCF ガイドブック

FCF GUIDEBOOK

●発行月：令和8年6月 ●発行元：（公財）福岡市中小企業従業員福祉協会

ダイジェスト
版



2026 FCF ガイドブック

FCF GUIDEBOOK

●発行月:令和8年6月 ●発行元:(公財)福岡市中小企業従業員福祉協会

ダイジェスト
版

本誌では利用者の多いサービスを厳選して掲載しております。その他グルメやレジャー、健康、暮らしに関する多種多様な提携店が多数ご利用いただけます。全ての提携店情報はFCFホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

**新規提携店の情報も
随時更新!** 全ての提携店情報はこちら▶



QRコードを読み込んで友だち追加してね♪

FCF ID:@888vubxv

LINE 公式アカウント

FCFニュース最新号をスマホでチェック!



CONTENTS



■ 給付制度	3
■ 年間借上保養施設	4
■ 指定旅行会社	5
■ 旅行パック割引	5
■ 指定健診機関	6
■ スポーツ観戦	7
■ ローチケ biz+	7
■ 博多座・九州交響楽団	7
■ スポーツクラブ	8

全福ネット

全国で使えるサービス満載!

一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(略称:全福センター)は、各種の協定施設と提携しており、宿泊施設やレジャー等を割安で提供しています。FCF会員は、全福センターが運営する福利厚生サービス「全福ネット」をご利用いただけます。

宿泊施設

東急ホテルズ・プリンスホテル・HMIホテルグループ等、全国各地で使える宿泊施設を掲載しています。

レジャー施設

富士急ハイランド・八景島シーパラダイス・東武動物公園等、全国各地のレジャー施設、テーマパーク、動植物園等が優待価格でご利用いただけます。

生活サポート

各種グルメやカルチャー講座、資格取得から介護、保険、冠婚葬祭等、毎日の生活で役立つお得なサービスが満載です。

本誌掲載の施設(サービス)のうち、マークの付いた施設(サービス)は全福センターが窓口となり提携しています。詳しい利用方法については、下記の手順でログインし、ご確認ください。

1 全福センターのホームページを開いてください。

<https://www.zenpuku.or.jp>



2 IDとパスワードを入れてログインしてください。

ID ko

パスワード zenpuku

3 ご利用の際には会員証の提示、もしくは「協定施設割引券」を提出してください。

施設を予約の際は、全福センターの会員である旨を伝えてください。詳細は全福センターのホームページをご覧ください。

※「協定施設割引券」は全福センターホームページよりダウンロードしてください。



全福マーク



給付制度

人生の節目に合わせた給付制度を設けています。



20歳祝金

会員が満20歳に達したとき

10,000円



結婚祝金

会員が婚姻届を提出したとき

15,000円

※再婚、同性婚も対象となります



出産祝金

会員、または会員の配偶者が出産したとき、子ども1人につき

10,000円



入学祝金

会員の子供が小・中学校に入学したとき(生計を同一にする子1人につき)

10,000円

※支給日は入学式以降になります

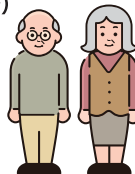


結婚記念品 (金婚・銀婚)

会員が婚姻届を提出して満25年(銀婚)及び満50年(金婚)に達したとき

銀婚 **10,000円** 相当の品

金婚 **20,000円** 相当の品



傷病見舞金

会員が傷病により継続欠勤が30日に達したとき

(1疾病につき1回、且つ1年度につきいずれか1回に限る)

30日以上

10,000円



住宅災害見舞金

会員が火災・風・水害により居住家屋に著しい損害を受けたとき

※床下浸水は支払対象になりません

※罹災証明書が発行されるものに限ります



火災 **~100,000円**

自然災害 **~30,000円**

(被害状況により給付額が変動します)

住宅災害による同居親族の死亡 **10,000円**

永年会員ほう賞記念品

会員の資格取得日から起算し、それぞれの給付対象年数に達した時、商品で給付します

3・6・9・12月(3ヶ月毎)に対象会員へ各金額相当の品を給付します。

※永年会員ほう賞記念品につきましてはFCFより通知いたします



10年 **10,000円** 相当の品

20年 **14,000円** 相当の品

30年 **28,000円** 相当の品

死亡弔慰金

会員、またはその配偶者、もしくは一親等の血族(実父・実母・実子)が死亡したとき

※血族とは会員と血のつながりのある人



会員が死亡 **50,000円**

子・配偶者が死亡 **30,000円**

父・母が死亡 **10,000円**



給付金の申請は

【受給資格】 FCFの会員としての資格を取得した日以後に、給付事実が発生した場合に支給されます。

【申請期限】 事実発生後1年以内
※1年を過ぎたものについては、お支払できかねます。
※住宅災害見舞金については、事実発生後3年以内。

【申請及び支給方法】 事業所のご担当者を通じて申請してください。申請は、所定の「給付申請書」に必要事項を記入し、事業所の証明印を捺印の上、必要書類と一緒にFAX、郵送またはメールにてお送りください。オンライン申請でも受付しております。支給は、事業所の登録口座にお振り込みいたします。

給付申請書に添付する証明書類について

20歳祝金	マイナンバーカード(表面)・免許証 等 ※生年月日がわかるもの	結婚記念品(金婚・銀婚)	戸籍抄本
結婚祝金	婚姻届受理証明書・戸籍抄本 等 ※入籍日がわかるもの(住民票では受け付けできません)	永年会員ほう賞記念品	証明書不要(FCFより通知)
出産祝金	マイナンバーカード(表面)・住民票記載事項証明書・母子手帳 等 ※出産の事実と親子関係がわかるもの	傷病見舞金	出勤簿・労災申請書・診断書 等 ※休職期間がわかるもの
入学祝金	マイナンバーカード(表面)・入学通知書 等 ※子の入学の事実と親子関係がわかるもの	住宅災害見舞金	罹災証明書・見積書

マイナンバーカードを添付する場合は、表面のみ添付してください。
個人番号記載の裏面は添付されないようご注意ください。

※①証明書類はコピーでも可／②上記以外の証明書類であっても、申請事実を証明できるものであれば可

記念品について 永年会員ほう賞記念品・結婚記念品につきましては、商品で給付します。対象会員の皆様に、カタログを送付いたしますので、お好きな商品をお選びください。永年会員ほう賞記念品は給付対象年数に応じたカタログとなります。

住宅災害見舞金について 住宅災害見舞金については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17 略称:全労済協会)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施しています。会員は当該保険の被保険者となり、保険金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款および特約条項の規定によります。